『盲導犬情報』 第 10 号 ~認定 NPO 法人全国盲導犬施設連合会 情報誌~ 今号の内容

- ○避難所に、よりスムーズに避難するために ~びわこハーネスの会の取り組み~
- ○エステサロン向け啓発資料のご紹介
- ○盲導犬ユーザーのコーナー シータと歩く一歩 島根県 岩谷久美子
- 〇盲導犬情報ボックス 2012 年に発行された盲導犬に関する文献
- ○認定NPO法人全国盲導犬施設連合会からのお知らせ
- 〇編集後記
- ○避難所に、よりスムーズに避難するために
- ~びわこハーネスの会の取り組み~

びわこハーネスの会は、2006 年 8 月に発足しました。主に滋賀県在住の「会員の親睦を図りつつ、盲導犬使用者が暮らしやすい社会的環境の整備を目指し、併せて盲導犬の理解者や支援者の輪を広げることにより、盲導犬使用者の自立と社会参加を促進すること」を目的に活動しています。

2008 年には、滋賀県内の盲導犬使用者が在住する各市に対して、「身体障害者補助犬を伴う身体障害者の災害時における避難所への入所確保の周知について」要望書を提出され、一定の成果を得ておられます。

少し古い話にはなりますが、東日本大震災から約2年が経った今、災害時の対策について日頃からどのようなことをしていくべきかを考えるために、当時の会長をしておられた一星末張さんに要望書提出にいたる経緯についてなどについてお話を伺いました。その内容は以下のとおりです。

# 【防災をテーマに研修会を開催】

びわこハーネスの会を設立した翌年度、どのようなテーマで研修会を行うか、なかなか妙案がでませんでした。ただ、その頃は、阪神淡路大震災以後、鳥取県西部、芸予、新潟県中越、宮城県北部、福岡県西方沖、能登半島などの大きな地震が続いておりました。滋賀県では近い将来、発生が予想されている東南海・南海の巨大地震の影響や、琵琶湖西岸活断層による大地震が発生する確率が高いとも言われておりましたので、防災に関する研修会を行うことになりました。

研修会は防災活動の啓発に取り組む滋賀県県民活動課課長を研修会講師として迎え、テーマは、「盲導犬使用者の災害時における備えについて」でしたが、研修会は主に防災全般の話になりました。質疑応答の中で、「避難所に盲導犬とともに避難できることはきちんと明文化されているのか」という質問には、これは市町村が行う事業と断った上で「そのようなことは聞いていない」という返答でした。ただ、その際、

避難所は行政、地域防災組織、避難所の管理者で運営され、無条件で入所するためには自ら関係機関への陳情活動を重ねていくことが必要、とのアドバイスを受けました。

# 【補助犬法に立脚したマニュアルの整備を】

研修会終了後、講師の県民活動課課長と滋賀県防災担当課の担当者が、盲導犬使用 者在住4市の災害時における盲導犬の避難所入所について調査して下さいました。

その調査によると、各市とも盲導犬に関する規程等は設けていないこと、入所者との問題やペット犬との区別等について課題があること、今後これらの課題を解決できれば避難所運営マニュアル等に反映していきたい意向を持っていることがわかりました。

このような現状に対しどのような働きかけをしていくべきか、役員会で討議を重ね た結果、

- 災害時に避難勧告や指示が出されると、避難所へは盲導犬とともに避難せざるを得ないこと
- ・道路交通法では視覚障がい者は「政令で定めるつえを携え、又は政令で定める盲導 犬を連れていなければならない」とされていること
- ・身体障害者補助犬法では、公共施設や不特定多数の人が利用する施設は受入が義務 化されていること
- ・避難者の安全確保や避難所の運営責任は行政にあること などをベースにまとめた案をもとに、行政に対して要望していくことになりました。

# 【要望書提出への取り組み】

提出した要望内容が、提出先の部署で修正されたり却下され、そのことが行政判断になってしまうと、これを取り戻すことは大変難しいことになります。そこで、手始めに本会がまとめた要望案の妥当性を確認するため、これから避難所運営マニュアルを作成するという〇H市の防災担当窓口に話し合いを申し込み、同市視覚障害者協会会長とともに話し合いを行いました。

相互に防災計画と本会の要望案を出し合った上で、各項目について意見のすりあわせをしていきますと特に調整を要する課題はありませんでした。補助犬に関することはメモを取るなど関心のあることがわかり、また災害時要援護者対策では名簿作りで苦慮しておられましたが、福祉避難所についてもよく考えられており、ここで要望構想はうまくいくのではないかという確信が得られました。

要望書は、「身体障害者補助犬を伴う身体障害者の災害時における避難所への入所確保の周知について」の件名で、本文は補助犬が避難所に入所できることは身体障害者補助犬法等、関係法令から当然のこととして、要望書に下の 1.から 3.の要望事項を付記して、関係者への周知徹底を求める内容にしました。

1. 災害時における避難所への身体障害者補助犬の入所を明文化すること

- 2. 入所者に準じて毛布、食料、水等の給付が受けられること
- 3. 入所者とのトラブルが惹起されるときは、福祉避難所を配慮すること 要望書の宛名は市長、要望者はびわこハーネスの会会長とその市の視覚障害者協会 会長の連名にしました。

# 【要望書の提出】

要望書は防災担当窓口を通して提出しました。

まず窓口へ要望書の提出を電話で申し込みました。了解が得られたところで要望書の写しをファックスして検討していただきました。要望書は、その市の視覚障害者協会会長、在住する盲導犬ユーザーと共に訪問し提出したい旨を伝え、アポイントを取りました。指定日にうかがいますと、別室が用意され防災担当は部・課長と担当、福祉担当は課長と担当が出席されるなど、予想以上の歓待を受けながら内容を十分説明した上で提出することができました。

なお、OH市は前述したように要望書の構想段階で防災担当が課長と担当、福祉担当は課長級の出席を得て相互に意見調整ができていましたので、後日要望書を担当窓口へ説明提出することで済みました。また、O市は会員ユーザーの1人が防災担当と話し合いを持ち、一定の成果が得られていたため、改めてびわこハーネスの会として要望を申し込みますと、その要望書の提出だけで足りるとの回答があり、郵送することで済みました。

要望書は、直接避難所の管理運営を担当する防災当局に提出したことで、結果的に迅速な対応が得られたのではないかと思っています。

# 【各市の対応】

盲導犬使用者が在住する4市のうち、O市は前述のとおり、会としてではなく会員が個人レベルですでに市と協議しており、

- 避難所運営マニュアルに補助犬受入を明文化する
- 避難所では乳幼児や盲導犬などは、教室に分所する
- ・長期化する時は、福祉避難所を設置する

という対応が得られていました。同時に、

- ・災害時要援護者は、地域の自主防災組織などへ連絡を取っておくこと
- ・避難用具の一つとして、人と犬の3日分の食料と水を用意して避難すること という要望が、逆に市からは、出されていました。

他の市においても、要望書に対する回答として

1. 災害時における避難所への身体障害者補助犬の入所を明文化することについては 日市:避難所運営マニュアルに身体障害者補助犬の記述を追加する方向で対応する 〇日市:市防災会議に諮り、避難所運営マニュアルに身体障害者補助犬の位置づけを 明文化したものを策定したい Y市:避難所運営マニュアルは未作成だが、今後作成する際には明文化したい

2. 入所者に準じて毛布、食料、水等の給付が受けられることについては

日市: 毛布・水については対応が可能であるが、ドッグフードについては、補助犬使用者が平常時から確保しておいてほしい

〇日市: 災害時に備え食糧品等備蓄品を計画的に整備しているが、市民それぞれで避難生活を送れる備蓄品を整備し、災害時に備えていただきたい

Y市:現在市が備蓄している範囲での対応は可能。ドッグフード等特殊なものについては備蓄をしていないので、災害応援協定に基づき調達する

3. 入所者とのトラブルが惹起されるときは、福祉避難所を配慮することについては 日市: 避難所でトラブル等が生じないよう、避難所でのスペースを確保することを検 討したい

〇日市:地域の施設を要援護者の避難所として地域防災計画に位置づけていきたい Y市:まずは最寄りの避難所に避難をお願いしたい。その後、別の施設への移動も検 討する。福祉避難所の指定はしていないが、災害時要援護者支援策等の中で併せて検 討していきたい

との回答がついていました。

【取り組む上で大切にしたいポイント】

このような要望書を提出する際には、次のようなポイントを考えながら進めていきました。

- ①課題の内容把握(盲導犬使用者が在住する市の避難所入所状況の確認)
- ②課題に対する意見や要望等は、法令等の規則に準則、かつ理解を得られる内容で具体的に文書化する
- ③文書化した要望書等は、権限者(避難所であれば市長や県知事)宛に、その担当窓口に提出する
- 特に①、②については、どう進めていくべきか、一番慎重に討議を重ねた点です。 また、もし他の地域でも同様の取り組みを考えておられるなら、併せて以下の点に ついても配慮して取り組まれたら良いのではないかと思います。
- ④これから団体を設立する場合には、その団体名を行政等関係先に届け、認定しても らうこと
- ⑤地域の視覚障害者協会とは、いつでも協力が得られるよう密接な関係を保つこと
- ⑥口頭ではなく文書で要望すること

### 【今後の課題】

この問題の解決は、県防災会議や防災計画で明確化し、市町村段階へ下ろしてもらっことで県内一元化を図ることができるはずでした。しかし、現在滋賀県では盲導犬使用者が1市、他の補助犬使用者が2市に増えているにもかかわらず、当時盲導犬使用者が在住した4市にとどまっており、他の市町で被災した時にはこの規程が適用

されない点が課題として残っています。

さらに、他の都道府県で被災した時はその市町村の規程を受けることになるため、 現状ではどのような適応を受けるかは不明な状況です。

本来、防災に関しては国や地方自治体の長が国民や住民の安全を守る義務を負っていることを考えると、補助犬法等の主旨を防災計画全般に反映させることは行政責任で行うべきことだと思います。

今回の取り組みによって、盲導犬使用者在住4市からは一定の評価できる回答がありました。しかし忘れてはならないのは、これは特別な配慮を得られたのではなく、これでようやく一般の避難者と同等に入所できる条件が整った、ということなのです。

そして、行政がこれらの約束をちゃんと実行したかどうかを確認し、時が経ってこの要望書に対する回答やマニュアルが形骸化してしまわないように、普段から行政や地域の防災組織との密接な関係や補助犬育成機関との連絡・連携をとっておくことがとても大切なことだと思います。

# 〇エステサロン向け啓発資料のご紹介

盲導犬使用者がエステティックサロンの利用を断られたと報告を受け、全国盲導犬施設連合会では、エステティック業団体の協力を得て2012年1月から2月にかけて、エステティックサロンでの盲導犬使用者の受け入れについて、事業者へアンケート調査を行いました。

ご回答いただいた事業者からの考えとして、「他のお客さまとかわらない」「不安はあるが対応したい」「誰でも自由に来ていただきたい」といった肯定的な意見がある一方で、「カルテシートとカウンセリングの対応に不安」「契約書の記入に代筆は可能か」「視覚的な効果をどう確認してもらったらよいのか」といった意見も挙げらました。

エステティックサロンの利用にあたっては、事業者に対して、盲導犬の管理方法等の具体的な対応についての情報提供が必要であると考え、当連合会では、事業者向けの啓発資料を作成しました。その内容をご紹介します。なお、資料作成にあたっては、受け入れ経験のあるケアメイク\*リハビリテーション協会様のご協力をいただきました。

盲導犬を使用する視覚障がい者が来店されたら・・・

### 【基本的な考え方】

- 〇盲導犬を連れた視覚障がい者(以下、盲導犬使用者)も、一人のお客さまとして、 他のお客さまと同様、くつろいだひとときを過ごせるようにご提案ください。
- 〇もし、盲導犬がいることで、何か困るようなことがあれば、その状況を使用者に説明をした上で、よりよい対応方法を使用者と共にお考えください。

# 【具体的な対応】

Q盲導犬に対して、どのように対応したらよいでしょうか?

A盲導犬の管理は、その犬の使用者が責任をもって行います。ベッドの下など、手の届く範囲で盲導犬を管理することが望ましいでしょう。もしそれが難しい場合は、盲導犬を別の場所に待機させることになりますが、その時は、盲導犬を他のお客さまが勝手にさわったりすることがなく、犬が落ち着いて待てるような、安全な場所をご提供ください。

# Q他のお客さまからクレームはでないのでしょうか?

Aまずお店として「身体障害者補助犬法」を遵守して、受け入れていることをお伝え しましょう。

その上で、使用者も盲導犬も国家公安委員会が指定した団体で必要な訓練を修了していること、盲導犬の健康管理とともに行動管理も使用者が責任をもって行っていることを説明してください。

Q契約書やカルテシートへの記入はどうしたらよいでしょうか?

Aどのような内容のものかを声に出して読み上げてください。

サインが必要な場合には、使用者から代筆のご協力をお願いすることがあります。

# 【受け入れ経験のある事業者様から一言】

♪視覚障がい者や盲導犬について知ってしまえば 健常者の方と何ら変わりなく接 客ができると思います♪

盲導犬は使用者のエステ施術中はおとなしく、ベッドの下もしくは横に横たわってくれています。エステ施術時間が数時間の場合であれば、盲導犬のトイレの心配は必要ありません。

他のお客さまへ迷惑をかけることなく、安心して来店していただくことができています。

# ♪視覚障がい者に視覚的な効果を実感していただくことは可能♪

視覚障がい者も他のお客さまと同じように、エステ施術の効果を感じていただけております。視覚で確認できなくても、お肌が綺麗になられたことも手で触っていただければ分かりますし、言葉での説明をすることによって、より実感していただけることでしょう。

ケアメイク\*リハビリテーション協会(大阪市) 〇盲導犬ユーザーのコーナー シータと歩く一歩 島根県 岩谷(いわたに)久美子 私は、島根県邑南町の岩谷久美子です。パートナーは、ラブラドールレトリバーの 女の子でシータと言います。

今から、53年前のことです。私は香港風邪にかかり、熱が下がらず視力を失いました。

大学病院の医師は、「命が助かったので良いと思いませんか?この風邪で、何千人もの人の命が失われました。だから、あなたには亡くなった人の分まで生きて欲しい。」と言われました。それからは、普通学校から盲学校に転校して、勉強に力を入れました。

一人で外出が出来るようにと白い杖を使用して歩行訓練も行いました。それでも、 田んぼに落ちたり止まっている車にぶつかったりして、困りました。

24歳で、今の主人と結婚して2人の子供を授かりました。私は、子供を育てているつもりでしたが、逆に子供たちに育ててもらっていました。子供もすくすくと育ち、就職が決まり、これから、何をしたらよいのか分からなくなっていました。そんな時、盲導犬の訓練施設に勤めている知人から、「盲導犬と暮らしてみませんか?」と言われ、家族に話したら、2人の子供は、「盲導犬と一緒ならお母さんも歩けるようになるね。」と自分の事のように喜んでくれました。

息子は、自宅に戻り地元で仕事をすることになりました。そんな時、盲導犬の歩行体験会がありました。私は体験に出かけ、とても驚きを覚えました。盲導犬は、下りの段差やのぼりの段差、そして角っこなどを私に教えてくれました。更に、歩く方向に物があることも教えてくれました。今まで白い杖で歩いていた私には、分からないことを教えてくれました。

待ちに待った、盲導犬との生活が始まりました。訓練中は、なかなか初めの一歩を踏み出すのが怖くて、足が震えました。それでも、訓練士は、根気よく少しずつ私に盲導犬と歩くことを教えてくれました。その後、私は待ちに待った使用者証を手に入れて、家に帰りました。それからは、左手にハーネスとリードを持ち、町内を歩きました。

側で見ている人は、「眼が治ったのか?」と聞く人もいました。近所の人達や話したことのない人までもが、私やシータに声を掛けてくれるようになりました。

2009年には、私の姪の結婚式が沖縄で開かれ、私はシータと一緒に沖縄へ飛行機で向かいました。披露宴では、町長さんが私とシータのことを紹介してくれました。

更に春には、遠く四国の高松にある栗林公園に、桜を見に行きました。桜は、背が低くて私の眼でも近づくと薄ぼんやりと見える感じでした。シータも、初めての桜を見てとても喜んで尻尾をフリフリしていました。

シータが、私と一緒に生活を始めてから6年がたちます。生まれて初めて蛇を見た時には、動かなくなったこともありました。そんな事が何回となくありましたが、今では、蛇の動きをよく見て私を守りながら、連れて歩いてくれます。

シータと一緒に生活できる年数は、あと4年しかありません。一緒に行ける場所へ

は、どんどんと外出して県外にも一緒に出かけたいと思います。初めの一歩に、力を 入れて歩いたことを忘れないように、私の心の中へ留めておきたいと思っています。 最後になりますが、シータ、これからもお母さんを色んな場所へ連れて行ってね。 シータ、あなたには本当に感謝しています。ありがとうね。

# ○盲導犬情報ボックス 2012年に発行された盲導犬に関する文献

2012 年に発行された盲導犬について書かれた書籍や盲導犬が登場する書籍、論文等を調べてみました。ただ、大学や学会などで発表された論文については、なかなか把握できなかったので、他の文献をご存じの方はぜひお知らせください。

# 【一部、盲導犬が取り上げられている書籍】

「職場体験完全ガイド 〈28〉 水族館の飼育員・盲導犬訓練士・トリマー・庭師」 / ポプラ社 2012/04

「関西親子で楽しむ!社会科見学とっておきスポット」 TRYあんぐる / メイツ出版 2012/04

「感じて歩く — ルポエッセイ」【音声デイジー・点字データ】 三宮麻由子 / 岩波書店 2012/06

「犬がくれた小さな奇跡 朝日文庫」 藤井聡(ドッグトレーナー) / 朝日新聞出版 2012/07

「TOKYOステーション★キッド 文学の散歩道 (改訂新版)」 森下真理/篠崎三朗 / 小峰書店 2012/10

「イヌ ニューワイド学研の図鑑」 ジャパンケネルクラブ/今泉忠明 / 学研教育出版 (学研マーケティング) 2012/10

「読む知る話すほんとうにあったお話 〈3年生〉 元気が生まれる11のお話」 笠原良郎/浅川陽子 / 講談社 2012/12

#### 【コミック】

「ハッピー!ハッピー♪ 〈3〉 BE LOVE KC」 波間信子 / 講談社 2012/05 「ハッピー!ハッピー♪ 〈4〉 BE LOVE KC」 波間信子 / 講談社 2012/12

# 【児童書】

「もうどう犬リーとわんぱく犬サン PHPにこにこえほん」 郡司ななえ/城井文 / PHP研究所 2012/03

「おいらはケネルキャット サスケ いのちいきいきシリーズ」 中村文人 / 佼成出版社 2012/05

# 【論文】

「人間と犬がともに暮らすための環境整備: 盲導犬普及に向けたハード面からの支援」 壽崎かすみ 収録刊行物: 龍谷大学国際社会文化研究所紀要 2012/06

# 〇認定NPO法人 全国盲導犬施設連合会からのお知らせ

# (1) 事務所移転のお知らせ

当連合会は平成25年2月14日に、事務所を移転いたしました。住所は次のとおりです。〒162-0065 東京都新宿区住吉町5-1吉村ビル2階電話番号、FAX番号、メール、ホームページアドレスは変更ありません。新しい事務所で、気持ちも新たにがんばりますので引き続きよろしくお願いします。

# (2) 2012 年度資格認定事業の実施状況

全国盲導犬施設連合会では、盲導犬希望者が全国どこの施設から盲導犬の貸与を受けても、ほぼ一定水準の盲導犬やサービスの提供が得られるよう、盲導犬を育成する盲導犬訓練士・盲導犬歩行指導員の資格認定事業を2007年度より行っております。今年度は、筆記・実技試験を行った結果、9名の盲導犬訓練士、4名の盲導犬歩行指導員、合計13名の資格認定を行いました。

# (3) 2013 年度のポスターと『デュエット』について

盲導犬普及活動の一環として、毎年ポスターと『デュエット』という機関誌を作成・ 発行しています。

2013 年度のポスターは、オレンジ色です。上半分にはハーネスをつけた白っぽいラブラドール犬が大きく映っています。犬の下には「みんなで育てる盲導犬」、「盲導犬の育成に、ご協力をお願いいたします!」とキャッチコピーが書いてあります。また、ポスターの下半分左側には、黒、白、茶色の3頭のラブラドール犬が並んで伏せてい

る写真があり、右側には全国盲導犬施設連合会に加盟する盲導犬訓練施設の名前の入った青いマークが入っています。

機関誌『デュエット』の表紙は、ポスターと同じ写真になっています。今回の『デュエット』はボランティアについて特集しています。

盲導犬の育成は、国や自治体からの助成金はごくわずかであり、多くの方々からの 支援と協力、なかでもボランティアの皆様の様々なサポートなしには成り立ちません。

盲導犬のボランティアといえば飼育ボランティアの「パピーウォーカー」が 有名ですが、DUET22号では「ケンネルボランティア」や「イベントボランティア」、「縫製ボランティア」などの一般の方にはあまり知られていないボランティアにスポットを当て、特集しています。

機関誌デュエットとポスターは、全国盲導犬施設連合会の募金箱を置いてくださっているスーパーなどで手にすることができます。機関誌は無料で配布しておりますが、置いてあるお店が近くにない場合は、連合会事務局(電話:03-5367-9770)または、連合会加盟施設にお問い合わせください。なお、郵送を希望される場合は、郵送料を申し受けることになりますが、ご了承くださいますようお願い致します。

#### 〇編集後記

本紙の「認定NPO法人 全国盲導犬施設連合会からのお知らせ」にも書かせていただきましたが、当連合会の事務所が移転いたしました。引越の為の荷造りをしてみると、「いつか物入れに使うかもしれない」と取っておいたお菓子の缶や箱、何に使うのかわからない部品など、出るわ出るわ・・・。小さな事務所なのにダンボールを何箱使ったでしょうか。自分のデスクを片付けただけでもダンボールを3箱も使ってしまいました。使っていない書類の為に、どれほど無駄なスペースを使っていたのか、と反省しました。

これを良い機会に「いつか使うかもしれない」ものは「永遠に使わない」ものとして すぐ捨てるよう心掛けていきたいと思います。(浜田)

『盲導犬情報』 第 10 号 ~認定 NPO 法人全国盲導犬施設連合会 情報誌~

- ■発行責任者 田上 昭一
- ■編集責任者 篠田 林歌
- ■編集 認定 NPO 法人全国盲導犬施設連合会盲導犬情報室

〒621-0027 京都府亀岡市曽我部町犬飼未ヶ谷 18-2 (公財) 関西盲導犬協会内

電話: 0771(24)0323 FAX: 0771(25)1054

■発行 認定 NPO 法人全国盲導犬施設連合会

【会員団体】(公財)北海道盲導犬協会 (公財)東日本盲導犬協会 (公財)日本盲導犬協会 (社福)中部盲導犬協会 (公財)関西盲導犬協会 (社福)日本ライトハウス (社福)兵庫盲導犬協会 (公財)九州盲導犬協会

〒162-0065 東京都新宿区住吉町 5-1 吉村ビル 2 階

電話: 03 (5367) 9770 FAX: 03 (5367) 9771

http://www.gd-rengokai.jp/

E-mail: gd\_rengokai@peach.ocn.ne.jp

- ■協力 社会福祉法人 日本盲人社会福祉施設協議会
- ■発行日 2013年3月29日

『盲導犬情報』は、制作費の一部を伊藤忠食品株式会社よりご助成いただき作成しました。